

2016年11月28日

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

座長 森光康次郎 殿

委員 市川まりこ

中間取りまとめ(最終案)について、座長一任とはいえ疑問に思う点があり、このままの案では納得できません。ご対応をお願い申し上げます。

1、第10回検討会の中で、「全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けることについて反対意見があったことを明記して下さい」と発言に対して、座長は了解されていますので、中間取りまとめの中に、具体的な反対意見の内容(岩岡委員と市川提出)を明記して下さい。

2、14ページ可能性表示の誤認防止について

- ・検討会の中で可能性表示は、消費者が優良誤認をする懸念があること何回も指摘してきました。このことを加筆して下さい。可能性表示の優良誤認については、公式にも指摘されてきたことです。(参照◆)

◆:第9回検討会で述べたこと:

JAS 法の加工食品品質表示基準改正(原料原産地表示等)に関するQ&Aの方93ページにある、http://www.caa.go.jp/foods/pdf/0717_7qa.pdf の逐条—11の答えには、次のようなことが書いてあります。

「なお、たらこ製品であっても国産原料を使用した場合には、上記のような表示(原材料名:スケトウダラの卵(国産又はロシア)等の表示)はできません。これは、国産原料が輸入原料に比較して高値で取引されることから、「国産」表示がある商品であって商品には実際に国産原料が使用されていない場合には消費者に対し優良誤認を与える可能性が高いと判断されるためです。」

3、20ページにある加筆部分の「加工」の解釈について

26行目:しかしながら、現在の表示制度において「○○加工」であれば生鮮原材料の産地を示すものではなく、表示可能であるとの整理がすでになされている。

- ・「国内製造」という言葉が出てきた第9回検討会では、国内製造についての話を十分に検討できていないままです。上記赤文字部分の削除を求めます。

・現在の Q&A では、「産地を表示する場合に、加工地なのか原料原産地表示なのか不明な場合に、加工地をあたかも原料の原産地であるかのように誤認させるような表示は『産地名の意味を誤認させるような表示』に該当し、加工地である旨を明記することが必要」という解釈になっています。それを、「表示可能であるとの整理がされている」というのは、理解に苦しみます。このような解釈が追加されているのでしょうか。

4、6)その他 イ 消費者への啓発活動の推進について

・事業者の実行可能性に配慮しすぎて、消費者にとってわかりにくい、判断しにくい表示方法と言わざるを得ないと指摘があったことを加筆して下さい。

以上